

省エネ家電の買い換えに補助

宍粟市はゼロカーボンシティ宣言を表明し 2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロをめざしています。

省エネ性能の高い家電製品を購入する方を対象に補助金を交付します！



【購入期間】令和6年6月1日（土）～令和6年10月31日（木）

【受付期間】令和6年6月3日（月）～令和6年11月29日（金）

※受付期間内でも申込みが予算枠に達した時点で受付を終了します

対象となる方（以下の条件をすべて満たす方）

- 宍粟市森林環境ポイント「やっちゃえ！エコぽ！」の
会員登録〔無料〕をされている方
- 宍粟市内の自宅に設置される方（事業所等は対象外です）
- 宍粟市に住民登録のある方で市税等の滞納のない方（1世帯1回限り）

やっちゃえ！
エコぽ！→



【補助金交付の条件】

申請の際は「買い換え前の家電製品の写真」が必要です。必ず事前に撮影しておいて下さい。（設置場所のわかる写真）

- 購入期間内に設置費用を含めた購入費が税抜き5万円以上（複数台の購入も可）の下記の省エネ基準達成率を満たす省エネ家電に買い換え、宍粟市内の自宅に設置するもの

※消費税及び配送料など、購入や設置に関係のない費用は補助対象外です

補助対象となる省エネ家電と省エネ基準達成率

家電名	省エネ基準達成率（目標年度）
①冷蔵庫	100%以上（2021年度）
②エアコン	90%以上（2027年度）
③テレビ	80%以上（2026年度）
④エコキュート	100%以上（2025年度）
⑤ガス給湯器	100%以上（2025年度）

※省エネ基準達成率と目標年度は、製品カタログや統一省エネラベル、省エネ型製品情報サイトで確認してください

〈統一省エネラベル〉



【補助率】

- 合計購入金額の5分の1 ※千円未満切捨て
- 補助金の上限額 **60,000円**

省エネ型製品情報サイト⇒



宍粟市では自治体 DX 推進方針に基づき
簡単に便利な「電子申請」を推奨しています。

申請の方法

○購入及び設置完了後、受付期間内に宍粟市ホームページから電子申請、
または宍粟市役所森林環境課に提出してください。

電子申請は
こちら



紙申請はこちら
(様式ダウンロード)

(<https://www.city.shiso.lg.jp>)



【提出書類】

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②アンケート

※①②は森林環境課窓口又は市公式サイトからダウンロードできます

- ③レシート又は領収書（支払い内訳、購入日、購入店舗が分かるもの）の写し
- ④カタログ等（メーカー、機種名、省エネ基準達成率が分かるもの）の写し
- ⑤口座情報を確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し
- ⑥設置前の写真 ※申請の際に必要です。必ず事前に撮影しておいて下さい。
- ⑦設置後の写真

家電製品の買い換えで CO2 排出量を削減！

家庭における CO2 排出量のうち電気が約 7 割を占めています。

近年の家電製品はトップランナー方式で年々省エネ性能が向上しているため、買い換えるだけで電気代の節約になり CO2 の削減にもなります。

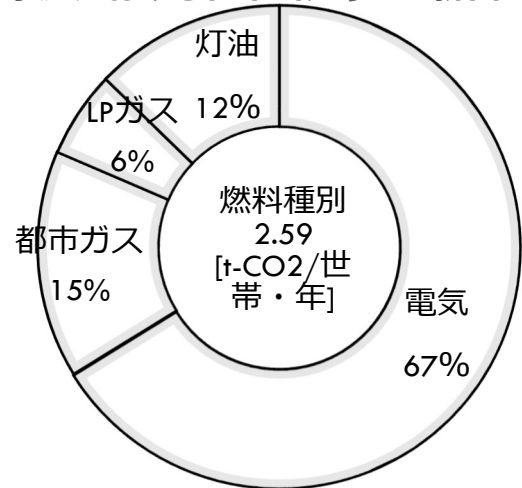
10 年前の冷蔵庫を買い換えると…
⇒約 40～47%の省エネ

9 年前のテレビを買い換えると…
⇒約 42%の省エネ



(出典 令和 4 年度家庭部門の CO2 排出実態統計調査より作成)

家庭における世帯当たり CO2 排出量



【お問合せ・受付窓口】

- ・ 申請書類は電子申請または下記窓口へ提出してください。【電子申請推奨】
- ・ 記入様式は宍粟市ホームページ又は森林環境課窓口にあります。

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133-6

宍粟市産業部森林環境課（市役所 2 階）

電話：0790-63-3065

